

「おふでさき」における「こども」の考察

四号60～68には「(わが)こ、こども」が連続して出てきます。また、「(わが)こ、こども」は四号にはここ以外にも5例あり、四号全体で11例です。「おふでさき」全体では「こども」は28例、「(わが)こ」は18例、両方で46例あります。四号62の「わがこ」は、この世界を作った親神から見れば人間は全て自分の子供だということですが、この意味でほかの例全て解釈できるかという、それは難しそうです。では「(わが)こ、こども」にはどう意味があるのか、今回は「おふでさき」の「こ」についての考察です。

四号

60. けふの日ハなにかめづらしはじめだし よろづいんねんみなついてくる
61. いんねんもをふくの人であるからに とこにへだてハあるとをもうな
62. このよふを初た神の事ならば せかい一れつみなわがこない
63. いちれつのこどもがかはいそれゆへに いろ／＼心つくしきるなり
64. このこどもなにもをしへてはや／＼と 神の心のせきこみをみよ
65. だん／＼とこどものしゆせまちかねる 神のをもわくこればかりなり
66. こどもさいにごうやくをもていだしたなら からをにほんのぢいにするなり
67. しんぢつにこどもの心しかとせよ 神の心ハせくばかりなり
68. にち／＼に神のせきこみこのなやみ はやくたすけるもよふしてくれ

- 四号79. せかいぢう神のたあにハみなわがこ
一れつハみなをやとをもゑよ
83. 一れつに神にもたれるこのこども
はやくをもていでるもよふせよ
85. このこどもしんぢつよりもむねのうち
みさだめつけばいかなもよふも
86. にち／＼に神の心わせきこめど
こどもの心わかりないので
87. こどもでも一寸の人でハないからに
をふくのむねがさらにハからん

「おふでさき」の「こ」、46例の解釈

「おふでさき」全体で「(わが)こ、こども」はどのように使われているのかを調べてみましょう。

号数別の「こ、こども」の数

一号	1	四号	11	七号	1	十号	0	十三号	6	十六号	3
二号	0	五号	2	八号	3	十一号	3	十四号	5	十七号	4
三号	3	六号	1	九号	0	十二号	1	十五号	2		

【注1】昭和三年十月、天理教教義及史料集成部編纂にかかわる『おふでさき索引』によると、次のごとく列記されている。括弧内の数字は「おうた」の数を示す。「小寒」「秀司」のみ号数を付記）

乾勘兵衛 (1)
飯降伊蔵 (1)
音吉 (小東) (後、仙次郎) (1)
音次郎 (17)

龜吉 (小東) (後、定次郎) (1)
勘兵衛の母ふさ (1)
北野勘兵衛 (1)

くら (辻忠作妹) (1)
小寒 (1)
小東家 (4)

さく (小東) (後、松村家に嫁す) (12)
秀司 (37)

十一号	13	16	19	21	25	40	69	72
九号	5	36	39					
八号	83							

一	二	四	七	十一	十二	十五	十六
号	号	号	号	号	号	号	号
25	3	40	65	59	105	41	14
44		41	72	60	106	50	16
58				65	118	79	
74				69	120	85	
				72	123		

初代管長 (11)
白石畑の重兵衛 (6)
善兵衛 (4)
たき (前川半三郎妻) (1)
玉恵 (8)
ちゑ (19)
辻忠作 (7)
とよ (与助の妻) (1)
仲田儀右衛門 (後、儀三郎) (5)
ふさ (勘兵衛の母) (1)
政太郎 (小東) (1)
榊井伊三郎 (2)
松田利平 (2)
松恵 (31)
松尾市兵衛 (8)
同 長男 (3)
前川菊太郎 (2)
前川家 (3)
前川半七郎妻 (たき) (1)
山澤良助 (1)
山中忠七 (1)

「おふでさき」には〈四号62. このよふを初た神の事ならば せかい一れつみなわがこなり〉とか〈十七号49. 月日にハせかいちううのこどもわな かいはいばかりをふもっているから〉など、人間は全て神から見れば子供であるという表現がたくさん出てきます。また、教祖の実の子供として秀司やこかんが「おふでさき」には登場しますし、特定の人間を指す「子」もあります。「おふでさき」には固有名詞がほぼ出てこないで、「(わが)こ、こども」が誰を指しているのかが問題になります。この表は、『おふでさき索引』の人名部分をまとめたもので、秀司とこかんが非常に多いことが分かります。

ただ、ここに特定されている人物名は、註釈などによるものなので、解釈によっては、別人の可能性もあります。「こ」の解釈はその辺の検討も含まれてきます。

「おふでさき」の「(わが)こ、こども」の解釈

一号60の「こ共」は特定の個人で秀司のこと

一号では「こども」の用例は60の1例のみです。ここは【註釈】では秀司の娘のお秀のこととされていますが、お秀は小さいときからおやしきにいて、教祖やかんに育てられていますから、「このこ共二ねん三ねんしこもふと」には該当せず、成人していないという意味の子供にこだわると慶応3年頃から同居し始めたと思われる音次郎のことになります。しかし、61. に「をや」とあることから教祖の子、秀司ではないかとも考えられます。慶応3年に吉田神祇官領の神が「おやしき」に入ってきてから教祖は秀司にいろいろ説いたけれども、教祖の思いに沿うことはなかったことを表現したものではないでしょうか。慶応3年から2、3年後は明治2年でこの一号が書かれた年です。このように考えると、天皇家の先祖12神を祀った吉田神祇官領の神である天輪王明神の存在が「あくじ」であり、それを屋敷から出せというのが「やしきのそうじ」という解釈になります。63以下には秀司の結婚の話がでており、60の「こ共」を秀司と解釈すると、63とつながります。

二号

- 60 このこ共二ねん三ねんしこもふと
ゆうていれども神のてはなれ
- 61 しやんせよをやがいかほどをもふても
神のてはなれこれはかなはん
62. このよふハあくしまじりであるからに
いんねんつける事はいかんで
63. わがみにハもふ五十うやとをもへとも
神のめへにハまださきがある
64. ことしより六十ねんハしいかりと
神のほふにハしかとうけやう
65. これからハ心しいかりいれかへよ
あくじはろふてハかきによほふ

【現行版註釈一昭和12年版もほぼ同じ一昭和3年版は「註」のみ異なる】

六〇、この子供を二、三年教育しようと、その親の方では思うているけれども、親神には寿命の無い事がよく分かっているのである。 註 この子供とは、秀司先生の庶子お秀様のことであって、その出直しを予言せられたものである。

六一、よく思案して見よ。親がどれ程子供可愛くて生き永らえさしたいと思うても、親神が守護をしなければ、どうすることも出来ないのであるから、この道理をよく悟らねばならぬ。

【昭和3年版釈義】 註 秀司先生の庶子にお秀さんと云ふのがあつた。これは生後すぐ中山家に引き取られて、御教祖自ら養育せられた。此子は将来お道の柱石ともなる可き因縁を持って居られるのであるが、如何せん正妻の子でない為に何時迄も因縁ある親神様の屋敷に置く事が出来ない。それで親神様は時期を俟って迎ひ取らうとして居られるけれども、親神様の心のわからない秀司先生には親の欲目で自分の子がそんなに早く死ぬなどゝは夢にも思はれない。それでもう二、三年も教育をしようと思って色々心を砕いて居られたが、親神様にはそれは所詮駄目である事がよくわかつて居たのでそれを仰せられたのである。此お秀さんは翌明治三年十八才で出直しになり、秀司先生がやがて正妻を迎へられるとその腹に宿つて、こんどは正しく神の館の後継者たる嫡出子として生れられたのである。

三号29.「よなき」をする「子」は梶本家の檜治郎

二号に「(わが)こ、こども」は出てきません。三号には3例あります。29. について、【註釈】(昭和3年、12年、現行版とも)はまったく触れていません。それもあってか、この部分の具体的な史実が分からないために、解釈は「おふでさき」の言葉をそのまま説明する形になります。たとえば『おふでさき通解』です。それに対して『おふでさきを学習する』は、「夜泣き」に注目しています。これは「おさしづ」の中に「ふでさきにも知らしてある」と書かれている部分に「夜泣き」の事例があるからです。これは『おふでさき通訳』(P74)にも「29 よなき一夜泣き。夜むずかって泣くこと。→おさしづ22.5.7」とあります。

この「夜泣き」に注目してさらに深く検討した論考に「天理教信仰の基底」(澤井勇一『天理教学研究41』P8.2005)があります。これは、「おさしづ」の夜泣きの全事例のほか、教祖存命中、慶応3年の記録である『御神前名記帳』に書かれた夜泣きの事例を検討し、「親の立場において、子どもに現れてくる事情をどのように捉えるか」という問いに対して、『子の夜泣き』についてのさとしがあるということができると結論しています。

「親の立場において、子どもに現れてくる事情をどのように捉えるか」を考えると、具体的な親と子の関係が問題になります。では、この29にある「夜泣き」はどこの誰のことでしょうか。

この話の糸口としての子の夜泣きについては、おさしづにおいて、おふでさきとのかかわりに言及されながら述べられている。

さあ／＼夜泣き、子が泣く、どんな事情も諭してある。よう聞け。何にも彼も神口説き、皆ふでさきにも知らしてある。読んで分からん。どんなであろう。夜泣きする、夜泣きする。どういう事を口説く。一日の日雨降る、風吹く、春の日はのどか。一年中はどんな日もある。何であったな。一時なる思うなら、どういうものであろう。見えようまい、分かつまい。よう聞き分け。(明治22.5.7 梶本松治郎二女ミチ夜泣き障りに付伺)

子どもの夜泣きを通して、親神は何を口説こうとされているのであろうか。その口説きの内容については、ここでは非常に漠然としたお話しかなさっていない。つまり、雨の降る日もあれば、風の吹く日もある。また、のどかな春の日もある、との仰せである。【『おふでさきを学習する』P143. 安井幹夫. 2016. 私家版】

三号

28. 人のものかりたるならばかりいではやくへんさいれゑをゆうなり

29. 子のよなきをもふ心ハちがうでな
こがなくでな神のくときや

30. はや／＼と神がしらしてやるほどに
いかな事でもしかときゝわけ

31. をや／＼の心ちがいのないよふに
はやくしやるをするがよいぞや

32. しんぢつに人をたすける心なら
神のくときハなにもないぞや

33. めへ／＼にいまさいよくばよき事と
をもふ心ハみなちがうでな

三 28 この「り」というのは利息の利でしようか。お礼の印ということでしょうね。人のものを借りた時には何かお礼をしなければならない。「はやくへんさい」早く返すとともに、感謝の意を表すようにせよ。

三 29 「よなき」というのは子供が、幼児が夜激しく泣くことです。子供が夜激しく泣くのを、困ったものだ、と思うような心でいては、とんでもない思い違いだ。子が泣いているのではない。親神が口説いているのである。【『おふでさき通解』P70. 上田嘉太郎. 2017. 道友社】

檣治郎の「夜泣き」はこかんを早く返せという神の口説き

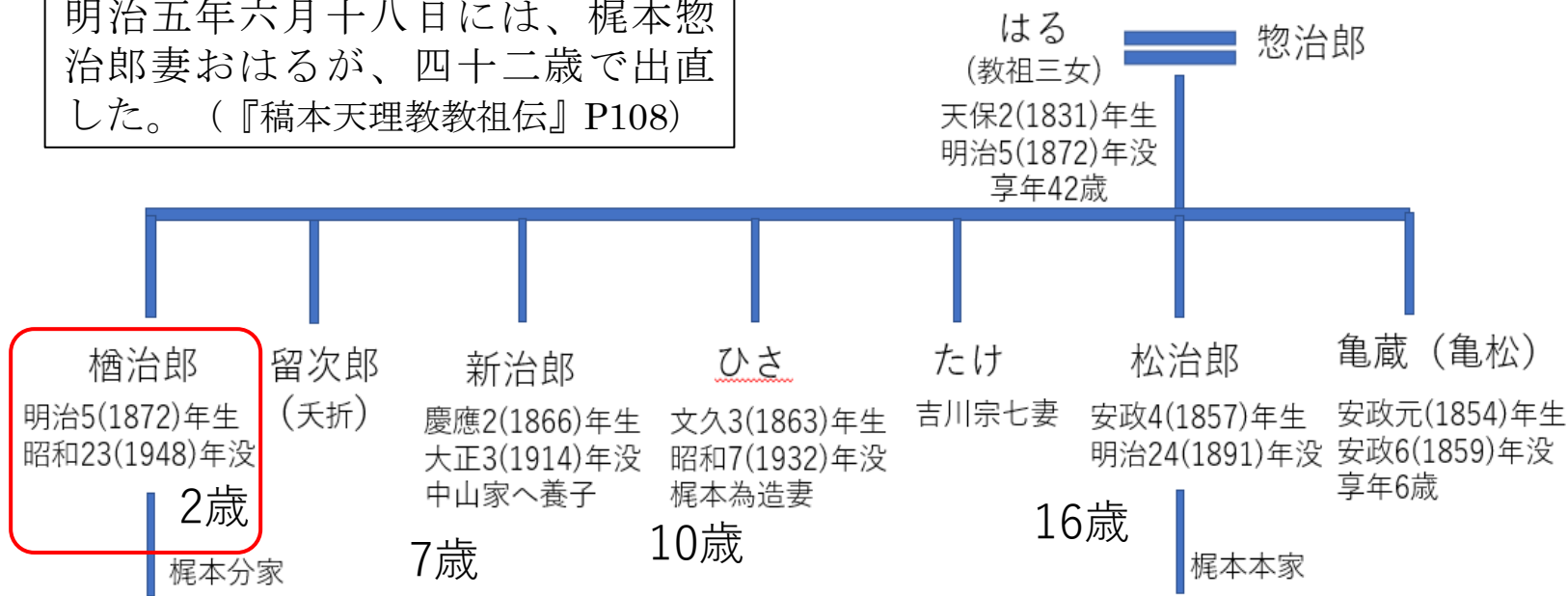
三号の冒頭部分が書かれた明治6年の末に、教祖の周辺で「夜泣き」するような子供は誰でしょうか。教祖の三女おはるが明治5年6月に子供を産んですぐに亡くなります。その時の子が檣治郎で満一歳半になっています。この檣治郎の他に教祖の周辺で夜泣きするような年齢の子供はいません。ではおはるが亡くなった後この子を育てていたのは誰でしょうか。

それはこかんです。梶本や周りの人々の頼みで、教祖が止めるにもかかわらず、小寒は梶本へ行き、「のちぞひ同様にくら」すことになります。その時、教祖は「『三年の間貸す』と仰せになっ」(「小寒子略伝」『増野鼓雪全集22』P23)たと伝えられています。ここから三号28の「人のものかりたるならば」が出て来るのです。

明治5年に梶本へ行った小寒は、足掛けで、明治7年に入ると3年目になります。それゆえ30で「はや／＼と神がしらしてやる」ことになります。31の「おや／＼」とは惣治郎と小寒のことでしょう。32「人をたすける心」とはおやしきに戻ることを云われたのでしょうか。33「いまさいよくばよき事」とは、檣治郎を育てることで、そのために「たすける心」を忘れてしまうような「心ハみなちがう」のです。

小寒様御逝去 ／ 明治八年九月廿七日、若き神さんと呼び奉りたる小寒様、御死去被遊。是より前、明治五年姉春子様、赤児をのこしてみまかりし故、その赤児を養育する為に、来てくれとの頼みにより、御教祖様、御許しあらざるに、小寒様は無理にもゆきたいと被仰、教祖様の御止めに成るを聞かざりしかば、仰せらるゝには、／『夫では三年だけやで、三年の後には、赤ききものをきて、上段の間へ坐つて、人に拝まれる様になるのやで』／と御咄しあり。／其時は、何のさとりもなく、もしも、そんな事になる様やつたら、どうぞ止めて下されや。わしや、そんな事かなわぬさかいに、とある人々にたのみたりしと。然るに、梶本様へ行きて、のちぞひ同様にくらしけるより、遂に神様の思召にそむき、よぎなくみまかるに立至り、はしなくも人に拝まるゝ様になるとの仰せに帰したり。(『正文遺韻』昭和12年版P120.『改訂正文遺韻』復刻版P109)

明治五年六月十八日には、梶本惣治郎妻おはるが、四十二歳で出直した。(『稿本天理教教祖伝』P108)



三号94.
 なにかもしらずにくらすこの**子共**
 神のめへにはいちらき事
 97.
 このよふのにんけんハみな神の**こ**や
 神のゆう事しかとききわけ

94. の「いぢらき(いぢらしい)」は十三号6. <にち／＼にせかいのところみすませば 一れつこどもいぢらしい事>にもあります。神の子供である人間が心違いによってほこりを積み病などに苦しむ姿をいぢらしいと表現しています。そして<98. ほこりさいすきやかはろた事ならば あとハめづらしたすけするぞや>といわれ、たすけを急き込まれます。しかし、その急き込みに<101. にち／＼に神の心のせきこみを そばなるものハなんとをもてる>、<102. 上たるをこわいとをもていすみいる 神のせきこみこわみないぞや>と、急き込みに応じないそばなものに言及しています。この「上」は一、二号と同じように秀司のことでしょうか、政府のことでしょうか、政府のやり方に同調する秀司・政府の両方を含んだものでしょうか。解釈の難しいところです。

それにしても、人間は、それぞれなりに、いかにも賑わしく暮らしているが……。と目を転じてお話しになるのが、次の92～100のおうたである。／ 日を切ってたすけをすすめていく段取りをしているが、せかいの人間は「もと」を知らずに、病に苦しんだりしている。もとさえ分かればそんなこともないのに。それがなんともいぢらしいことであると、親神のため息にも似た思いを吐露される。

このよふハにぎはしくらいるけれど もとをしりたるものハないので 三 92 / このもとをくはしくりた事ならバ やまいのをこる事わないのに 三 93
 なにかもしらずにくらすこの**子共** 神のめへにはいちらき事 三 94 / なにいてもやまいとゆうてさらになし 心ちがいのみちがあるから 三 95
 このみちハをしいほしいとかはいと よくとこふまんこれがはこりや 三 96

病というのはなあ、そんなものはないのや。この世、人間のもとを知らずに、心違いをしているのや。それはほこりがついているようなものやで。それを払えばいいのや。人間を創ったのはな、お前たちが陽気ぐらしをするのを見て共に楽しみたいからやで——という親心あふれるお声が聞こえてきそうなおうた群である。 【『おふでさきを学習する』P170】

97～100は、人間は神の子である。だから神の言うことををやの話として、しっかりと聞き分けてもらいたい。そしてほこりを払っていけば、あとは神がはたらいて「めづらしたすけ」をするのである、といわれた。そのたすけは、
 しんちつの心しだいのこのたすけ やますしなずによりなきよふ 三 99 / このたすけ百十五才ちよみよと さだめつけたい神の一ちよ 三 100
 と。病まずとは、病気に罹らないということ。死なずは、百十五歳定命までは、事故などで死ぬことはないの意。弱りなきようとは、歳を重ねても、よぼよぼしたりすることなく元気で暮らしができるの意である。／ 古来、不老長寿は人間の夢のまた夢とされているが、それを親神は約束されたのである。仏教はこの世を苦の世界であるとし、極楽をあの世界に求めた。キリスト教は、人間を罪人として、神の国、天国に召されることを願った。／ お道は、人間の真実の心次第で、ただいま私たちが暮らしをさせていただいている、この世に陽気づくめの世界をあらわすと教えられた。まことに珍しいたすけである。 【同上.P171】

四号の「こども」は62～67と79～87の二か所にまとまって、全部で11例あります。まず62～67について見ていきましょう。

62. は、神から見れば人間はみな自分の子供であるという意味で「わがこ」の用例は、ほとんどがこの意味です。63も62と同様なものです。次の64から67の「こども」は、一般論としてではなく、特定の人を指しているように思われます。それは「神から急き込まれている人」であり、その人が「しゆせ(出世)」して、教祖の教えを外の世界に伝えてほしい、そのようになってほしいと神は急くばかりであるという意味でしょうか。ではこの人とは誰かということになれば、明治7年に中山家の当主であった教祖の子供である秀司が考えられます。

「しゆせ(出世)」とは諸仏が衆生済度のため世界に出現すること

「出世」の本来の意味は「諸仏が衆生済度のため世界に出現すること」のようです。秀司が教祖の教えを理解して世界に広めることを教祖は期待していたのです。

四号

62. このよふを初た神の事ならば
せかい一れつみな**わがこ**なり
63. いちれつの**こども**がかはいそれゆへに
いろ／＼心つくしきるなり
64. この**こども**なにもをしへてはや／＼と
神の心のせきこみをみよ
65. だん／＼と**こども**の**しゆせ**まちかねる
神のをもわくこればかりなり
66. **こども**さいはやくをもていだしたなら
からをにほんのちいにするなり
67. しんぢつに**こども**の心しかとせよ
神の心ハせくばかりなり

いんねんによって引き寄せられたお互いは、神の用向きを思案することになる。この神の用向きについて、四号64～66で、次のようにいわれた。

このこどもなにもをしへてはや／＼と 神の心のせきこみをみよ 四 64 / だん／＼とこどもの**しゆせ**まちかねる 神のをもわくこればかりなり 四 65
こどもさいはやくをもていだしたなら からをにほんのちいにするなり 四 66

すなわち、親神の思い（用向き）は「からをにほんのちいにする」ことにある。つまり布教をしていくのであるが、それには親神の心を知って、布教の場で、はたらく人たちが必要である。そのことのゆえに、いんねんによって人を寄せ、神の思惑を仕込み、そしてその「こども」を表にだしていくという、布教の段取りをお話しになった。

一般的に出世という言葉は、世の中へでて立派な地位、身分となることの意で使われているが、元来は、諸仏が世にでていくという意の、仏教に語源をもつ言葉である。／ 『広辞苑』によれば、①**諸仏が衆生済度のため世界に出現すること**。②世俗を棄てて仏道に入ること—という意味が記されている。②は出家という言葉とほぼ同義であり、一般には出家のほうがなじみ深い。このことから、あえていえば、「しゆせ」は①の意味が背景にあるので、それを援用した語と理解することができるだろう。

そうしたことは別にしても、この64～66の個所から明らかなように、「こどものしゆせ」とは、親神の思惑を知り、それを人々に伝えていく人間になる、布教に表へでていくこと、という意味内容をもつものである。【『おふでさきを学習する』P200.】

87.「しゆせ」してほしい人はたくさんいるが、それらの人の気持ちは分からない

79からは、「しゆせ」をさらに急き込まれています。しかし「こども」はそのことを理解していない、ここまでなら「こども＝秀司」と言えるのですが、87に「一寸の人」「をふくのむね」というのがあります。当時教祖の周りで話を聞いていたのは、秀司ばかりではなく、こかんや信者、たとえば仲田儀三郎、辻忠作、山澤良治郎、山中忠七、飯田岩治郎などもいました。これらの人々にも「しゆせ」してほしいと教祖は思っていたわけですが、それらの人々の気持ちは教祖のそれとは違っているというようなことを表現したものではないでしょうか。

【註釈】八六、八七、親神の心は日々たすけ一条を急いでいるが、子供の心にはそれが分からないので困る。子供と言っても少しの人数ではなく、大勢の事であるから、なおさら訳が分からず混んとしている。

四号

79. せかいぢう神のたあにハみなわがこ
一れつハみなをやとをもゑよ
83. 一れつに神にもたれるこのこども
はやくをもていでるもよふせよ
85. このこどもしんぢつよりもむねのうち
みさだめつけばいかなもよふも
86. にち／＼に神の心わせきこめど
こどもの心わからないので
87. こどもでも一寸の人でハないからに
をふくのむねがさらにハからん

そして、80～84で表へでることの具体的な点に言及される。いわば出世の内容ともいうべきことがらである。この個所の直前で、
せかいぢう神のたあにハみなわがこ 一れつハみなをやとをもゑよ 四79

といわれるのは、それまでの話、あるいは次にしようとしている話が「をや」の話であることを、承知するように、という意味である。／ このことは、おふでさきに記される話が、無い人間無い世界を創り、いまでも守護している「をや」の話であることを意味する。私たちからいうならば、聞く心構え、心の置きどころについて諭されたものである。私たちのごく日常の暮らしを振り返ってみるだけで、話の聞き方、受け方がいかに大切かということは、ただちに気がつくであろう。同じことがらであっても、同僚、先輩からの話であるか、部長、社長からの話であるかによって、おのずから聞き方に温度差が生まれてくる。

おふでさきは神の話であり、それも、人間・世界を創造守護している「をや」なればこそ、直々の話をしているのだ、ということであらためて念をおされた。そのことが承知できなければ、「をや」の話は心に響かない。知識として知ることにはできても、心から分かるものではない。この79のおうたは、いうならば教えを支えている信仰の場の話である。信仰なくしておやさまの話が心に治まらないのは、むしろ当然のことであろう。そして、80～84で、

せかいぢうせきよとしてはちめかけ といてきかするきにいくなり 四80 / いかほどにみゑたる事をゆうたとて もとをしらねばハかるめハなし 四81

だん／＼とない事ばかりゆてをいて それでたならばこれがまことや 四82 / 一れつに神にもたれるこのこども はやくをもていでるもよふせよ 四83

しんぢつにをもてよふとをもうなら 心しづめてしんをたづねよ 四84 / と、親神がこどもを表へだすといわれる一例について明かされた。それは道の人間がせかいに対して説教を始めかけることである。【『おふでさきを学習する』P201】

五号8. 明治7年の「そばなもの」ー親子〈教祖と秀司〉、夫婦〈秀司とまつゑ〉、兄妹〈秀司とこかん〉

五号 8. をや^こでもふう／＼のなかもきよたいも
みなめへ／＼に心がうで

五号に「(わが)こ、こども」は8. と23. の2例あります。
まず、8. です。

【註釈】は五号8. についてまったく触れていません。
『おふでさきを学習する』もこのおうたについては解釈していません。5. に「一やしき」とあってそれに続いて8が出てくることから、単純に考えると、中山家に居た親子、夫婦、兄弟の心はみんな違うということを云っていると思われまゝ。「おふでさき」五号が書かれた当時、「おやしき」に居た教祖の家族は、秀司、その息子の音次郎、秀司の嫁のまつゑだけで、他に家族では明治5年から梶本家に行ったこかんがいます。ここで「親子」とは教祖と秀司、こかんであり、「ふうふ」は秀司とまつゑ、「きよたい」は秀司とこかんということになります。これらの人々は何を考えて生活していたのでしょうか。

大正14年に書かれた『おふでさき』の注釈書に秀司が住み込んでいた夫婦の妻に手を出したことがきっかけで、教祖、秀司、まつゑがもめたということが出てきます。どこまで信じていいかわからない話ですが、教祖の家族といえども、いろいろ問題があったらしいことが分かります。また、こかんは梶本へ嫁同然に行っているのですが、教祖はおやしきに戻れと常識的には無理なことを云っています。親子の關係に絞れば、「こ」とは秀司を指していると考えられます。

1. いまゝでハぎうばとゆうハマゝあれど あとさきしれた事ハあるまい
2. このたびハさきなる事を此よから しらしてをくでみにさハリみよ
3. このよふハいかほどハがみをもふても カみのりいふくこれハかなはん
4. めへ／＼にハがみしやんハいらんもの 神がそれ／＼みわけするぞや
5. 一やしきをなじくらしているうちに 神もほとけもあるとをもへよ
6. これをみていかなものでもとくしんせ 善とあくとをわけてみせるで
7. このはなしみな一れつハしやんせよ をなじ心わさらにあるまい
8. をや^こでもふう／＼のなかもきよたいも みなめへ／＼に心がうで
9. せかいちうどこのものとハゆハんでな 心のほこりみにさハリつく
10. みのうちのなやむ事をばしやんして 神にもたれる心しやんせ
11. どのよふなむつかし事とゆうたとて 神のちうよふはやくみせたい
12. いまゝでハ神のちうよふしんぢつを しりたるものさらにないので
13. これからハいかなむつかしやまいでも 心したいになをらんでなし
14. しんぢつの心を神がうけとれば いかなちうよふしてみせるてな
15. こらほどの神のしんぢつこのはなし そばなるものハはやくさとれよ
16. これさいかはやくさとりがついたなら なにゝついてもみなこのどふり

【安江明編『おふでさき』天佑社. 大正14年 12号56の註 明治9年】
《 秀司氏ヲきよナルモノト密約シ縣神社へ参詣セントセラレシニ松枝氏嫉妬シテ之ヲ止メ止マラズハ帰家セント申サレシカバ秀司氏之ヲ機トシ離縁セントス 教祖モ亦松枝氏ヲ離縁セントシ若シ離縁セザレバ己レ出家スルト申サレ布留ノ魚萬ニ御越相成之ヨリ一場ノ争擾起リタリ》

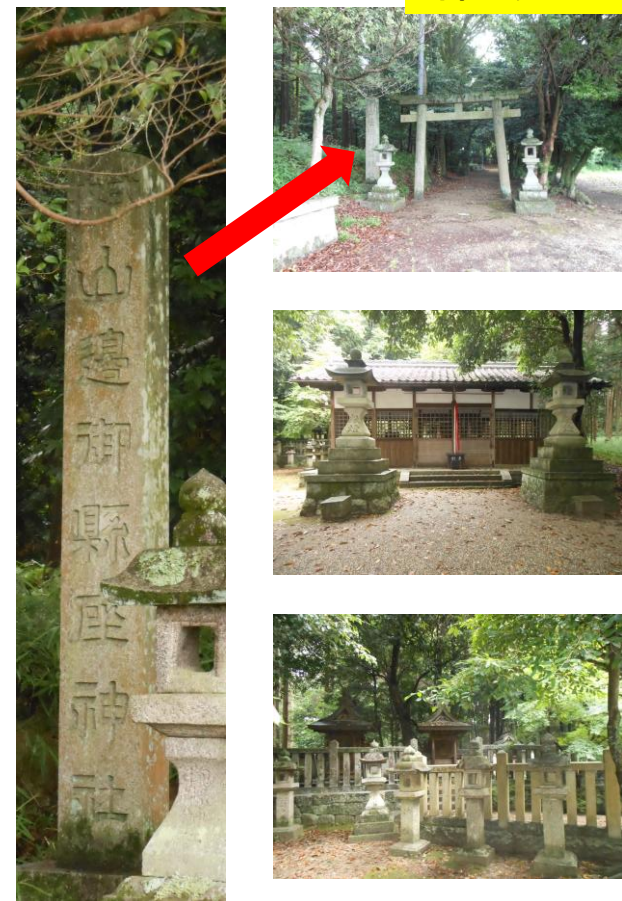
12号56. とん／＼ととびてゐる事をみたとても 心あんちハするやないぞや

「きよ」とは、一時期おやしきに住み込んでいた甚助という者の妻か

秀司は源助星

秀司がきよと密約をしたという縣神社は、中山家から北方に1kmほど行ったところにあります。秀司には、源助星というあだ名があったという話を、高野友治氏が天理大学の授業でしています。なぜ源助星なのかというと、この星は「地平線すれすれに上がって、間もなく没してしまう」というところから、よく夜這いに出かけたらしい秀司をそれにたとえたようです。その行状は若い嫁を貰ってからも変わらなかったのです。

縣(あがた)神社〈山邊御縣座神社〉



源助星 げんすけぼし 「こふき(こうき)本」16年榊井本に初見。全宇宙が天理王命のからだであるから、南の空に輝く星はみな、「くにさづちのみこと」にゆかりの星であると言ってよいであろう。／現在南の空に現れる巨星、を明るい順にならべると、(1) シリウス、天狼星(青白色)。(2) カノープス、南極老人星(橙黄色)。(3) フォーマルハウト、北落師門(白色)等である。シリウスは、晩秋から冬にかけて、南の空に明るく輝く銀色の星である。カノープスは、1、2月の冬空に、地平線すれすれに上がって、間もなく没してしまう。フォーマルハウトは、中秋の候、南の夜空を賑わす星である。／野尻抱影の『日本の星』には、「岸田定雄氏によると、三輪町付近では西南の山のすぐ上に出る大きな星をゲンスケボシといい、天候の荒れる前に出るとか、二三日すると雨が降るとかいつている。これもカノープスに違いないが」という記事がある。また、新藤正雄の『大和方言集』には、大和の三輪町というゲンスケボシは「西南の山の真上に出る一つの星」とある。また梶本櫓治郎「教祖様の思ひ出」(『復元』創刊号)には、「源助星は、辰巳に見える銀光りの星さんや」とある。【『天理教事典第三版』P319】

ここに言われていることは二号1-10で既に述べられていた。
【『おふでさき通訳』 P186. 芹沢茂.1981】

五号23.
にんけんのハがこのいけんをもてみよ
はらのたつのもかはいゆへから

『おふでさき通訳』はこの部分を二号1~10で云われていることと同じであるとしています。二号の冒頭で教祖は秀司につとめをせよと言っています。しかし秀司はつとめをしない、それゆえに神の急き込みが生じてるのです。どうように、五号のこの部分も、「にんけんのハがこのいけんをもてみよ」を「註釈」のように「人間が、我が子に対して意見をするのも同じ事」と解釈すれば、秀司に対する「いけんりいふく」(22)ということになります。どんなに「いけんりいふく」を言ってもたすけたいという思いは人間の我が子に対する気持ちと同じであるということです。そこから、22の「これ」は秀司のことになります。

【註釈】
二三、人間が、我が子に対して意見をするのも同じ事である。腹を立てるのも、その子の身を思い将来を思う我が子可愛い上からするので、決して、憎む余りにするのではない。

五号17. けふまでハなによの事もせかねとも もふせきこむでをふくはんのみち
18. このみちハせかいなみとハをもうなよ これまつだいのこふきはぢまり
19. このにんぢうとこにあるとハゆハんでな みのうちさハリみなくるであろ
20. このさハリてびきいけんもりいふくも みなめへ／＼にしやんしてみよ
21. このはなしなんとをもふてきいている かはいあまりてくどく事なり
22. どのよふにいけんりいふくゆうたとて **これ**たすけんとさらにゆハんで
23. にんけんのハがこのいけんをもてみよ はらのたつのもかはいゆへから
24. しやんして心さためてついてこい すゑハたのもしみちがあるぞや
25. いまゝでハ心ちがいわありたとて ひがきたらんてみゆるしていた
26. このたびハなんでもかでもむねのうち そふちをするでみなしよちせよ
27. むねのうちそふちをするとゆうのもな 神のをもハくふかくあるから
28. このそふちすきやかしたてせん事に むねのしんぢつわかりないから
29. この心しんからわかりついたなら このよはぢまりてをつけるなり

二号
1. これからハをくはんみちをつけかける せかいの心みないさめるで
2. 上たるは心いさんでくるほとに なんどきにくるこくけんがきた
3. ちやつんであとかりとりてしもたなら あといでるのハよふきづとめや
4. このつとめとこからくるとをもうかな 上たるところいさみくるぞや
5. たん／＼と神のしゅごふとゆうものハ めつらし事をみなしかけるで
6. にち／＼に神の心のせきこみを みないちれつハなんとをもてる
7. なにゝてもやまいいたみハさらになし 神のせきこみてびきなるそや
8. せきこみもなにゆへなるとゆうならば つとめのにんぢうほしい事から
9. このつとめなんの事やとをもている よろづたすけのもよふばかりを
10. このたすけいまばかりとハをもうなよ これまつだいのこふきなるぞや

手離れになった者も親神から見れば子一秀司

六号119. どのよふなものも一れつハかこなり
月日の心しんばいをみよ

六号の「(わが)こ、こども」はこの1例のみです。

一号60の手離れした子供を秀司と解釈しました。ここでは、手離れと突き放したような子供でもわが子である、やはり心配でならないというわけです。

114、「たすけ一ちよとめられて」の【註釈】は「天理王命など言う神はない」となっていますが、本来は「天輪王」とすべきでしょう。「天輪王」だから問題になったわけで、「天理王」では問題になりません。

六号

112. いまゝでもたいてくどきもといたれど まだゆいたらん月日をもわく
113. このたびハなにか月日のさんねんを つもりあるからみなゆうてをく
114. このところたすけ一ちよとめられて なんてもかやしせずにいられん
115. このかやしたいしや高山とりはらい みな一れつハしよちしていよ
116. このはなしなんとをもふてきいている てんび火のあめうみわつなみや
117. こらほどの月日の心しんばいを せかいちうハなんとをもてる
118. たん／＼とくどきなけきハとくけれど しんちつなるの心たすける
119. どのよふなものも一れつハかこなり 月日の心しんばいをみよ
120. このよふハ一れつハみな月日なり にんけんハみな月日かしもの
121. せかいちうこのしんちつをしりたなら ごふきごふよくだすものわない

【註釈】一一九、人間はどのような者でも皆親神の子供であるから、子を思う親心から、親神は種種心配しているのであるが、この心の程をよく察してくれるがよい。 註 ハかこは、我が子。

「かやし」という言葉からすると、報復のような語感であるが、対応策の如き意味である。“山崩えなど”(91、116)も“大社高山の取払い”(92、115)も“一れつわが身〈の身上事情〉”(93、115)も、皆月日の働きには違いないが、その起きて来る原因は人間の心にある。親神は人間可愛いとの親心の上から、このような災害や災難や不幸になる筈のところも、そうならないよう心を尽して、守護の手によって支えておられるのである。それがざんねんの思いのために仕方なく月日がしりぞかれ(十二号13)、手離れ(一号60)となってしまうとき、このような姿になって現われる。／ かやしは対応策であるから、このような消極的な反対方向のかやし(91－93、115－116)と共に、積極的な守護の働き、つとめやさづけによるたすけのかやし(97－111、118)も言われているのである。【『おふでさき通訳』P255.芹沢茂.1981】

【註釈】一一四、このちばに於て始めかけたたすけ一条の道を、干渉して止めさせようとするのは、如何にも親神のはがゆくて堪らぬ処であるから、このかやしはどうしてせずにいられようぞ。 註 本号七〇註参照。

【註釈】六一七〇 註 明治七年陰暦十一月十七日、奈良中教院から召喚を受け「天理王命など言う神はない。宜しく向後かような神を尊奉しないよう。」との、信仰差し止めの厳命をされた事について述べられたものである。

七号9. にんけんの**わが子**をもうもをなぢ事
こわきあふなきみちをあんぢる

七号もこの1例のみです。

七号は明治8年2月から書かれています。7年の末には、中教院、県庁との接触があり、『おふでさき講義』のように「上」を「警察であるとか県庁」と解することも可能ですが、それだけではなく、一号19、二号2、4の「上」が秀司であったように、秀司という「おやしき」「上」とそれに連なると政府と解したい。その「上」に対して「にんけんのわが子をもうもをなぢ事 こわきあふなきみちをあんぢる」と記されるのです。人間の我が子を思うように、教祖は秀司とその上にある政府の方針に対して、「こわきあふなきみちがある」ことを心配しているということになります。

七号

1. 月日より三十八ねんいぜんにて あまくだりたる元のいんねん
2. 月日よりそのいんねんがあるゆへに なにかいさいをはなしたいから
3. 上たるハそれをしらすになに事も せかいなみやとをもっているなり
4. このところ元なるぢばの事ならば はぢまりだしをしらん事なし
5. 上たるゑこのしんぢつをはや／＼と しらしてやろと月日ももゑど
6. 上たるハそれをしらすにめへ／＼の わがみしやんをばかりをもて
7. 月日にハたん／＼みへるみちすぢに こわきあふなきみちがあるので
8. 月日よりそのみちはやくしらそふと をもてしんばいしているところ
9. にんけんの**わが子**をもうもをなぢ事 こわきあふなきみちをあんぢる
10. それしらすみな一れハめへ／＼に みなうゝかりとくらしいるなり
11. このせかいなにかよろづを一れつに 月日しはいをするとをもゑよ
12. このはなしどふゆう事にをもうかな これからさきのみちをみていよ
13. どのよふな高い山でも水がつく たにそこやとてあふなけわない
14. なにもかも月日しはいをするからハ をふきちいさいゆうでないぞや

「上たる」上に立つ人々、具体的に言いますと警察であるとか県庁であるとかいうような人々です。そういう人達は、親神様の深い親心、元初まり以来の元のいんねんというものを知らないで、「せかいなみや」世間にありふれた流行（ハヤリ）神さんのように思って、しかも、政府の公認を得ていない流行神さんだ、というふうに軽く見ている。【『おふでさき講義』P229. 上田嘉成. 1973】

【註釈】

三、上に立つ人々は、こういう親神の意図を少しも知らずに、親神の説くところを世間普通の教のように軽く考えている。

八号 神から見れば、人間はみな自分の子供である

八号の「こ、こども」の用例は三つ

八号4. 月日にハセかいちうゝハみなわが子
たすけたいとの心ばかりで

八号4. 月日にハセかいちうゝハみなわが子 たすけたいとの心ばかりで
60. 月日にハみな一れつハわが子なり かはいゝばいをもていれとも
64. とのよふなたかいところとゆうたとて 月日のたあにみなわがこやで

「おふでさき」に「わがこ」は15例あります。そのうち八号の3例のように、神から見れば人間はみな自分の子供であるという意味のものが、13例です。五号23、七号9には「にんけんのわが子」とあるので、「神から見れば人間はみな自分の子供」とは別の意味になります。「こ」や「こども」にも「月日の子ども」という意味のものが6例あり、「わがこ」の13例を足すと全部で19例になります。

「わがこ」19例

四号62. このよふを初た神の事ならば せかい一れつみなわがこなり
79. せかいちう神のたあにハみなわがこ 一れつハみなをやとをもゑよ
五号 23. にんけんのハがこのいけんをもてみよ はらのたつのもかはいゆへから
六号119. どのよふな物も一れつハかこなり 月日の心しんばいをみよ
七号 9. にんけんのわが子をもうもをなぢ事 こわきあふなきみちをあんぢる
八号 4. 月日にハセかいちうゝハみなわが子 たすけたいとの心ばかりで
60. 月日にハみな一れつハわが子なり かはいゝばいをもていれとも
64. とのよふなたかいところとゆうたとて 月日のたあにみなわがこやで
十二号88. 月日にわどのよな物もわが子なり かわいばかりでみてはいれども
十三号85. この人をどふゆう事でまつならば 一れつわがこたすけたいから
十四号78. このはなしどこの事ともゆへてな をやのたあにわみなわがこやで
十五号68. このはなしとこの事ともゆへんでな せかいちううハみなわがこやで
十六号31. 月日にわみな一れつハわが子なり かはいゝゝはいをもていれども
十七号16. 月日にハセかいちううハみなわが子 かはいゝゝばいこれが一ちよ
68. 月日にハセかいちううハみなハが子 かはいゝゝばいをもていれども

「わがこ」以外で「月日の子ども」という意味の例

三号
97. このよふのにんけんハみな神のこや
神のゆう事しかとききわけ
十三号
26. しかときけ高山にてもたにそこも
みれば月日のこどもばかりや
79. このはなしにんけんなんとをもっている
月日かしものみなわがこども
十四号
52. せかいちうわをやのたあにハみなこ共
かわいあまりてなにをゆうやら
53. このせかい高山にてもたにそこも
をやのたにわこ共はかりや
十七号
49. 月日にハセかいちううのこどもわな
かはいばかりをふもっているから

5の「さしとめられてさんねんな まだそのゝちハとりはらいまで」というのは、中教院からの神名差し止めのことを云われたものでしょう。そうすると、4の「みなわが子」とは、人間全体をたすけたいと思ってやっていることを差し止められたということになります。

5の後半「とりはらいまで」が何を指しているのかは、よく分かりません。慶応3年に持ち込まれた吉田神祇官領の神道式祭式がこのときに取り払われたのですが、これは明治7年の教祖自身の動きの結果としてそうなったので、嘆くべきことではありません。そうすると、八島氏がいうように木のかんろだいやつとめのための道具ということになります。

官憲の手によって天輪王明神の祭祀用具一切を取り払われたのですが、同時に、つとめ場所で教祖が木のかんろだいを囲んでおつとめを教えていた道具類も取り払われてしまいました。

明治七年の末には、皆が手を覚え、鳴り物の準備も進んでいました。かんろだいは無事だったとしても、色々な道具が警察に没収されてしまったのです。それが残念、今すぐにおつとめに懸れないのが残念と仰言っているのです。

【『ほんあづま282号』P3. 八島英雄. 1992】

明治八年五月ごろに、こうした史実があるのかどうか、よく分からないが、半年前の明治七年末の出来事を指すものと考えられる。六号70で述べたことを振り返られたとみられるからである。つまり、山村御殿への呼び出し。さらには奈良中教院からの神名の差し止めなどの史実が浮かんでくる。

6の「残念」は、そうした高山・上の圧迫干渉で差し止められ、取り払われて、つとめができないというハード面もさることながら、ソフト面、すなわちそばな者がそれを恐れ、おやさまの仰せに従えず、たすけづとめができないことをいわれたものであろう。【『おふでさきを学習する』P282】

八号

1. にち／＼に月日さんねん山／＼と つもりてあるをはらしたいから
2. このはなし月日をもわくだん／＼と なにかよろづのたすけなるのわ
3. しんちつの心したいにとのよふな つとめするのみなたすけやで
4. 月日にハセかいちうゝハみなわが子 たすけたいとの心ばかりで
5. そのところさしとめられてさんねんな まだそのゝちハとりはらいまで
6. それゆへにたすけづとめがでけんから 月日の心なんとさんねん
7. つとめでも月日たん／＼てをふしゑ にんけんなるの心でわない
8. とのよふな事をするのにもにんけんの 心あるとハさらにをもうな
9. このところいかなはなしも月日なり どんなもよふもみな月日なり
10. いかなるのさhariについてもにんけんの 心わさらにあるとをもうな
11. このよふをはじめだしたる月日なら どんな事でもしらぬ事なし
12. せかいちう一れつなるのむねのうち 月日のほふゑみなうつるなり
13. それしらすみなにんけんの心とて わがみしやんをばかりをもふて

八号60. 月日にハみな一れつハわが子なり かはいゝばいをもていれとも
64. とのよふなたかいところとゆうたとて 月日のたあにみなわがこやで

八号5の「さしとめられてさんねんな まだそのゝちハとりはらいまで」と同65の「をやのする事さしとめて またとりはろて」は明治7年暮の中教院による信仰差し止めなどを指すと思われます。これを【註釈】のように「御幣鏡等」とまとめてしまうと、教祖の教えに合ったものと、そうでないものの区別がつかなくなってしまう。「鏡」は神道式のものですが、「御幣」は教祖が祀っていたものです。だから「とりはらい」は御幣のことだとすることも出来ますが、やはり、木のかんろだいではなかったかという気がします。

64の「とのよふなたかい」とは、「をやのする事さしとめ」た県庁や中教院ということになります。「たかいところ」といっても人間をこしらえた親神から見れば子供なので、その子供に親がすることを指し止められたということです。

八号60, 61と十七号68, 69が似ていると『おふでさき通訳』(P327)は指摘しています。

【註釈】⇒《六四、六五、どのような身分の高い者でも、人間は皆、親神から見れば可愛い我が子供である。然るに、この事を知らずに親の為る事を差止めて、その上取払いまでするとは、一体どんな量見か。

註 明治七年陰暦十一月十五日、県の社寺掛から教祖様以下に山村御殿へ出頭を求め同所で取調べを為し、続いて十七日中教院から辻、松尾、仲田を召喚して、天理王命という神は無い神である、と称して信仰差止めを命じ、その上御幣鏡等まで没収した事に対して、親神様の激しいお怒りをお述べになった御歌である。第五号五六、五七、第六号七〇、本号五、参照。》

八号

60. 月日にハみな一れつハわが子なり かはいゝばいをもていれとも
61. 一れつハみなめへ／＼のむねのうち ほこりいゝばいつもりあるから
62. このほこりすきやかそふぢせん事に 月日いかほどをもふたるとて
63. 月日よりこわきあふなきみちすじを あんぢていれどめへ／＼しらすに
64. とのよふなたかいところとゆうたとて 月日のたあにみなわがこやで
65. それしらずをやのする事さしとめて またとりはろてこれはいかゞぞ
66. 月日にはいまゝでどんな事やとて あらわれでたる事わなけれど
67. このたびハむねのうちよりすきやかに はらさん事にあとのもよふを
68. このあとハとのよなものも一れつに たすけたいとのしゆだんはかりを
69. このさきハたすけ一ぢよにかゝりたら どのよなものもいさむばかりや

八号60, 61と十七号68, 69

十七号

68. 月日にハせかいぢううハみなハが子 かはいゝばいをもていれども
69. それしらすみな一れつハめへ／＼に ほこりばかりをしやんしている 17

十一号「こども一れつ」は秀司とこかん

九号、十号には「こども、こ」は1例もありません。十一号には3例あります。この3例について【註釈】と『おふでさきを学習する』は解釈をしていません。他の本も現代語訳的な解釈を載せているだけで、掘り下げた解釈はしていません。「おふでさき」に「いちれつ(の)こども、いちれつ(ハ)わがこ」は8例ありますが、「こども一れつ」は十一号45のみです。「いちれつ(の)こども、いちれつ(ハ)わがこ」は子供全部という意味になりますが、順序がひっくり返った「こども一れつ」はそれとは意味が違って、限定された子供の皆ではないでしょうか。具体的には教祖の実の子供である秀司とこかんではないかと思われます。

45の「こども」を秀司とこかんとする、33からのおうたの意味とつながってきます。三号28, 29から始まったこかんをおやしきに返せという教祖の「くどき」は、こかんの妊娠、十一号1くむなさきへきびしくつかへきたるなら 月日の心せきこみである」という状況に至り、33のはやく教祖の言われる通り帰っておけばよかったという思いに至り、教祖から見れば36「月日ゆハれる事をそむいた」ことになります。そのようなことになっても教祖はあきらめず、「こども一れつしやんせよ」と秀司とこかに再考を促すわけです。

おやしきへ帰るかどうかは、こかん一人の意思で決まることではなく、中山家の当主である秀司がこかんを受け入れるかどうかが大きな問題なのです。秀司が三号が書かれた明治7年のときにこかんの帰宅に前向きに動いていれば、このような状況に至ることはなかったのです。そして47で「こどもかはいゝ」、49では、「せかいぢうをふくの子共」として、一般論的に述べられます。このような言い方は、「おふでさき」で「こども」が出てくるときに常用されるものです。

十一号

- | | | |
|-----|---------------------------|-------------------------|
| 33. | あれいんでこらほどなにもすきやかに | たすかる事をはやくしりたら |
| 34. | それしらずどふどいなさすこのとこで | よふちよさしてをことをもたで |
| 35. | こんな事はやくしりたる事ならば | せつなみもなししんばいもなし |
| 36. | にんげんハあさないものであるからに | <u>月日ゆハれる事をそむいた</u> |
| 37. | これからハどんな事でも月日にハ | もたれつかねばならん事やで |
| 38. | どのよふな事をするにも月日にて | もたれていればあふなけハない |
| 39. | このよふなけへこふなるのみちすしを | しらすにいたがあとのこふくはい |
| 40. | このさきハどのよな事をゆハれても | 月日ゆハれる事ハそむかん |
| 41. | 月日よりやしろとなるのむなさきの | つかゑてあるをなんとをもうぞ |
| 42. | このつかへ人なみなりとをもうなよ | 月日の心まことしんわゝい |
| 43. | それしらずみな一れつハめへ／＼に | わがみしやんでしことばかりを |
| 44. | 月日にハどのよなみちもみへてある | せかいぢうハそれをふもハす |
| 45. | このみちを こども一れつ しやんせよ | どのよなみちがあるやしれんで |
| 46. | どのよふな事でもさきへしらしをく | あとでこふくはいなきよふにせよ |
| 47. | こんな事なにをゆうやとみなのもの | をもうであるふ こども かはいゝ |
| 48. | せかいぢうをふく の子共 むねのうち | わかるもよふがこれハないかよ |
| 49. | このよふな事をくど／＼ゆうのもな | みちをあんぢているもよふから |
| 50. | これからハどのよな事もゆてきかす | これをかならすうそとをもうな |

十二号88. 月日にわどのよなものもわが子なり
かわいばかりでみてはいれども

十二号は88の「わが子」の1例のみです。
〈六号119. どのよふなものも一れつハかこなり
月日の心しんばいをみよ〉のおうたが秀司に対してであったように、ここでは「人をたすける心ない」と再び秀司に「心しいかりいれかゑてくれ」ところの転換を求めています。このような言い方は三号27～47にもあって、そのときはこかに3年の期限が迫っているからと屋敷に戻ることを求めたもので、その理由として「人をたすける心」をあげています。十二号が書かれた明治9年にはすでにこかんは亡くなっており、一号で「神のてはなれ」（一号60）とも言われた秀司に対して、「人をたすける心」を求めたのです。

十二号

84. このよふのしんちつなるをせかへちうへ とふしてなりとしらしたいゆへ
85. けふまでわ一日なりとひをのぼし とのよな事もしかゑいれども
86. このたびハもふひがつまりきるからハ どふむしかゑる事ハでけんで
87. なんどきにとのよな事をきいたとて これハ月日のざねんりいふく
88. 月日にわどのよなものもわが子なり かわいばかりでみてはいれども
89. いまゝでハせかいぢいいハ一れつに めゑ／＼しやんをしてわいれども
90. なさけないとのよにしやんしたとても 人をたすける心ないので
91. これからハ月日たのみや一れつわ 心しいかりいれかゑてくれ
92. この心どふゆう事であるならば せかいたすける一ちよばかりを

人をたすける心については、三号28～47ですでに触れられていた。
そこでは、人をたすける心から〈たすけ一条の心〉へと話が展開されている。【『おふでききを学習する』P344.安井幹夫。】

三号28.人のものかりたるならばりかいるで
はやくへんさいれゑをゆうなり
29.子のよなきをもふ心ハちがうでな
こがなくでな神のくときや
32.しんちつに人をたすける心なら
神のくときハなにもないぞや
38.しんちつにたすけ一ちよの心なら
なにゆハいでもしかとうけとる
47.わかるよふむねのうちよりしやんせよ
人たすけたらわがみたすかる

十三号には「こども、こ」が右の6例あります。これらを6、19、26、27、79、85の三つに分けて考察します。

- 十三号 6. にち／＼にせかいのところみすませば 一れつこどもいぢらしい事
 19. いかほどにむつかし事とゆうたとて めへ／＼のこどもいけんするぞや
 26. しかときけ高山にてもたにそこも みれば月日のこどもばかりや
 27. にんけんも一れつこどもかはいかろ 神のさんねんこれをもてくれ
 79. このはなしにんけんなんとをもてゐる 月日かしのみなわがこども
 85. この人をどふゆう事でまつならば 一れつわがこたすけたいから

「しりぞく」対象は誰か

- 十三号
 6. にち／＼にせかいのところみすませば
一れつこどもいぢらしい事

「いぢらしい(いぢらき)」は三号94. にもありました。そこでは「神の子供である人間が心違いによってほこりを積み病などに苦しむ姿をいじらしいと表現」(『おふでさきを学習する』P170)し、たすけを急き込まれています。ここでも同様にたすけを急き込まれています。「ことわり」は「事前に知らせる、予告する」の意味で、「ことわりわない」とは予告しない、すぐに実行することです。具体的には14. の「すぐにしりぞく(守護がなくなるー死ぬ)」を指しているのでしょうか。「しりぞく」という大変厳しい言葉の対象は、秀司なののでしょうか。

【註釈】八、今までは、注意ばかり与えて来た、もう今後は、一切警告はしない。

1. 一けふまでわなにかしんばいしたなれど あすにちからわをふくはんのみち
 2. いまゝでハどんななんぢうなみちしちも みへてあるからことわりばかり
 3. このさきハたしかうけやう月日にハ どんな事でもあふなきハない
 4. たん／＼とどんなはなしをきいたとて せかいたのしめ月日はたらき
 5. これからわ月日でかけるはたらきに なにをするともたれもしろまい
 6. にち／＼にせかいのところみすませば 一れつこどもいぢらしい事
 7. 月日にわたん／＼どんな事でもな たすけるもよふせくはかりやで
 8. これまでハことわりはかりゆてをいた もふこれからハことわりわない
 14. 月日よりゆうたる事をけすならば すぐにしりぞくしよちしていよ

いじ(ぢ)らしいー〔形〕 弱いものの一所懸命にやっている様子などが、いたいたしく、かわいそうに思われる(有様だ)。けなげで可憐(かれん)だ。「乙女心がー」【『岩波国語事典』1979】

ことわり【理】〔「是非を判断する」意の雅語動詞「ことわる」の名詞形。事分コトワリの意〕そうなるべき物事の・道理(筋道)。「一無しとしない」
 ことわる【断(わる)】〔「事割る」の意〕⊖〔相手に影響を与える行為について〕事前に・知らせる(相手の諒解を得る)。「断わっておくが…断り書き」⊕〔相手の希望・要求・申し出などについて〕それを受け入れる事は出来ないという意志を明らかにする。【『新明解国語辞典』1997】

ここでは21の解釈が問題になるところです。単純に考えると、神様もほこりを積むのかということになってしまうので、人間がほこりを積むのとは違う解釈が必要です。それが『おふでさき通訳』と【註釈】です。それでは神に「ざんねん」を感じさせたり、「陰気」にさせるのは誰かが問題になります。そこに「こども」が出てくる。「月日ゆう事みなけして」しまう者です。それは秀司とそれに連なる信者の一部ということになってしまいます。

神の胸に埃があると言われる場合、この埃は八つのほこりとは異なる。八つのほこりは親神を基準としてきめられるもので、人間の心遣いについて述べられたものである。人間の心遣いと対比して、「ざんねん」の心を埃といわれたものと理解する。この親神の心は、そばの者が勇んで親神の思惑に添うとき晴れると言われる。「そばがいさめば神もいさむ」(一号11)のである。／「一れつの」(二四)と言われるのは、「せかい」のことを話題にされているので、第十三号のこれからの話に近づいている。すなわち、22の「つとめ」は第十二号の問題であった。24の「一れつのむねのそふち」が第十三号の問題である。【『おふでさき通訳』P514】

【註釈】二一、二二、人間が、日々心にほこりをつけてばかりいるから、それが山積して、遂に親神の心まで陰気になっている。この一杯積もったほこりを一掃するのは、なかなか並大抵な事では出来ないが、よふきづとめに取り掛かったならば、これを緒口として次第にほこりをはらう事が出来て、おのずと親神の心も晴やかとなる。》

十三号

15. いまゝでほうちもせかいもしんちつの 心にわかりさらにないので
16. 月日にハ大一これがざんねんな なんとこれをばすましたるなら
17. この心どふしたならばわかるやら なんてもいけんせねならんで
18. いけんでも一寸の人でわないからに をふくのむねがこれわむつかし
- 19.** いかほどにむつかし事とゆうたとて めへ／＼のこどもいけんするぞや
20. このもよふどふしたならばよかるふぞ なんでも神のさねんあらわす
21. にち／＼に神のむねにハたん／＼と ほこりいゝばいつもりあれども
22. このほこりそふちするのハむつかしい つとめなりともかゝりたるなら
23. 心さいしんちつ神がうけとれば どんなほこりもそふちするなり
24. いちれつのむねのうちさいすきやかに そふちしたてた事であるなら
25. それからわせかいぢううハきがいさむ よふきづくめにひとりなるぞや
- 26.** しかときけ高山にてもたにそこも みれば月日のこどもばかりや
- 27.** にんけんも一れつこどもかはいかる 神のさんねんこれをもてくれ
28. これまでほどのよな事をみたとても 神のほふにハちいとみていた
29. このたびわもふひがつんであるからな どんな事でもみなゆうほどに
30. 月日にわせかいぢいいをみハたせど もとはじまりをしりたものなし
31. このもとをどふぞせかいへをしへたさ そこで月日があらわれてゑた
32. このたびの月日ざねんとゆうものわ よいなる事でないとをもゑよ
33. 月日にハこのしんちつをせかへちいゑ どふしてなりとをしへたいから
34. それしらず月日ゆう事みなけして あとわにんけん心はびかる

十三号79.このはなしにんけんなんとをもっている 月日かしのみなわがこども
85.この人をどふゆう事でまつならば 一れつわがこたすけたいから

45～47のお歌は、「おふでさき」の中の「かしの」とは何を語るために用いられているのかが端的に表現されています。それは、月日親神が貸しているのだから、人間は皆同じ魂であり、みな平等だということです。そしてこの真実を世界中の人間が知れば、「むほんのねへ」、争いの元はなくなると語られます。その流れから79を読むと、月日、神から見れば、人間はみな自分の子だから、そこに隔てはないという意でしょうか。

天理教では「かしの」について、借りものである身体は、貸主である親神様の思召に適う使い方をすることが肝心で、思召に沿わぬ自分中心の心遣いをほこりにたとえ、不断に払うことを求められるという「かしの、かりもの」教理として理解されていますが、「おふでさき」から読み取れる教理は、人間の平等なのです。

だれもが自分のものであると思って使っている身体を、親神様からの「かりもの」と教えられます。そして、心だけが自分のものであり、その心通りに身の内をはじめとする身の周りの一切をご守護くださるのです。これを、「人間というものは、身はかりもの、心一つが我がのもの。たった一つの心より、どんな理も日々出る」（おさしづ 明治22年2月14日）と仰せになっています。

従って、借りものである身体は、貸主である親神様の思召に適う使い方をすることが肝心です。この真実を知らずに、銘々に勝手気ままな使い方をすることから、十全なるご守護を頂く理を曇らせ、ついには身の不自由を味わうことにもなってきます。

この思召に沿わぬ自分中心の心遣いをほこりにたとえ、不断に払うことを求められます。／ また、親神様の自由のご守護に与(あずか)ることのできる心遣いは誠の心であり、その最たるものは「人をたすける心」と教えられます。

（『ようぼくハンドブック』P46. 天理教道友社. 2002）

十三号

45. 高山にくらしているもたにそこに
くらしているもをなしたまひい

46. それよりもたん／＼つかうどふぐわな
みな月日よりかしのなるぞ

47. それしらすみなにんけんの心でわ
なんどたかびくあるとをもふて

48. 月日にハこのしんぢつをせかいぢうへ
どふぞしいかりしよちさせたい

49. これさいかたしかにしよちしたならば
むほんのねへわきれてしまうに

79. このはなしにんけんなんとをもっている
月日かしのみなわがこども

80. いつまでも月日ぢいくりにしていれば
いつになりてもをさまるめなし

81. それゆへに月日でかけるはたらき
とこへでるやらしりたものなし

82. せかいぢう心すますとゆうからわ
一寸の事やとさらにをもうな

83. どのよふな事てもめへ／＼むねのうち
すましたならばあふなきわない

84. たん／＼と月日にち／＼をもハくわ
をふくの人をまつばかりやで

85. この人をどふゆう事でまつならば
一れつわがこたすけたいから

十四号 「(わが)こ、こども」は5例

十四号は明治12年6月から書かれています。
表紙の号数は秀司が書き、「明治十貳年六月ヨリ」という日付は山澤良治郎(良助)の文字です。

「月日→をや」への変更

神、月日＝おや＝教祖

実の親である教祖は神であることが強調される

十四号29のおうたで「月日」という表現を変えと言われ、30と31の間が、「つきひ」から「をや」へ「神」の表現が変わるポイントです。「神一月日一親」の変化です。『おふでさを学習する』(P385)は37を「『よくをもへ』は、良く思えという意ではない。こどもに何かと意見(43では指図)されている〈をや〉の残念を、十分によく考えてみなさい、という意」であるとしています。そして「すぐにしりぞく」と続きます。十三号14で「月日よりゆうたる事をけすならば すぐにしりぞくしよちしていよ」と言われ、ふたたびここで繰り返されます。「こ共はかりにいけんしられて」の子供とはだれかと考えれば、秀司しか考えられません。

十四号で「月日」から「おや」に変わった「神」の表現は15号では継続され、秀司が亡くなった後の十六号では再び、「月日」「神」に戻っています。この点からも、「おや」への変更は、教祖－秀司という親子関係に関りがあると思わずにはいられません。

十四号34. にんけんもこ共かわいであるをがな それをふもをてしやんしてくれ
37. なにもかもをやのさんねんよくをもへ こ共はかりにいけんしられて
52. せかいぢうわをやのたあにハみなこ共 かわいあまりてなにをゆうやら
53. このせかい高山にてもたにそこも やのたにおこ共はかりや
78. このはなしどこの事ともゆへてな やのたあにおみなわがこやで

十四号34. にんけんもこ共かわいであるをがな それをふもをてしやんしてくれ
37. なにもかもをやのさんねんよくをもへ こ共はかりにいけんしられて

1. どのよふなゆめをみるのも月日なり なにをゆうのもみな月日やで
2. 月日よりにち／＼心せきこめと そばの心わいづむばかりで
3. いつむのもどふしていつむ事ならば 上にハなにもしらんゆへなり
4. せかいにハそれをしらすになに事も みなしたこふていつみいるなり
5. 月日にわ大一これがさんねんな そこでどのよな事もするのや

29. いまゝでハ月日とゆうてといたれど もふけふからハなまいかゑるで
30. けふまでハたいしや高山はばかりて まゝにしていた事であれとも
31. これからわをやがかはりてまゝにする これそむいたらすぐにかやすで
32. けふまでもをやのさねんとゆうものわ 一寸の事でわないとをもゑよ
33. このたびもまだせかいにハなに事も はびかるばかりなにもしらすに
34. にんけんもこ共かわいであるをがな それをふもをてしやんしてくれ
35. にち／＼にをやのしやんとゆうものわ たすけるもよふばかりをもてる
36. それしらすみなせかいぢうハ一れつに なんとあしきのよふにをもふて
37. なにもかもをやのさんねんよくをもへ こ共はかりにいけんしられて
38. これからわどんなどころのいけんでも をやがでゝいるうける事なし
39. このいけんとどのよなものがはばかりて ゆふとをもゑばすぐにしりぞく
40. とのよふなしごとするにもさきより せへいゝはいにことわりてを

秀司はなぜ、十四号の表紙のみを書いて、それ以降、書かなくなったのか

「おふでさき」における「神」の名称は「神→月日→をや」と変わっていくことは、右の表から明瞭に読み取れます。「神→月日」の変化は「明治七年に山村御殿で取調べを受けた際、政府が天皇家の先祖のみを神」と宣言したからという八島氏の説明が分かりやすい。では「月日→をや」の場合はどうか。

この変化があった時に秀司は表紙を書き続ける事が出来なくなったという事実は、このことを考える重要なポイントになるように思います。

明治七年に山村御殿で取調べを受けた際、政府が天皇家の先祖のみを神というと宣言して、それからの日本の教育では天皇家の先祖、または、それに仕えて天皇宗が認めたもののみを神というような神道国教政策をとったので、教祖は神に従えとか神のいうこと聞いてくれと教えると、天皇宗に服従しろと教えていると勘違いされるというので、神という言葉を使わなくなったのです。／日本人が神を、天皇の先祖と思ってしまったら教えを勘違いされてしまう。天皇宗に服従することが善ではない、そんなことは教えていないというので月日の理と仰言ったのです。

【『ほんあづま293号』P15.1998.7月号】

『おふでさき』を通読して誰も気付く事は、その説話者の名称が一種でない事である。即ち最初『神』で説き始められてゐるのが、中途より『月日』となり、末尾に及んで『をや』とも用ひられてゐる事が覗はれるのである。

然らばかくの如く説話者の名称が三種の文字で表現されてゐると言ふ事は如何に解釈してよいものであらうか。名称の異つてゐる如く此三者は夫々別個のものなのであらうか。それとも一つのものの異った称号なのであらうか。これ教理研究上のみならず、単に『おふでさき』通読の上から見て重大な問題なのであって、本研究の目的は『おふでさき』を精読する事によってその間の関係を究明せんとしたものである。【『「神」「月日」及び「をや」について』P1】

を や	月 日	神	名 称 号
1語			I
			II
1語			III
1語			IV
			V
≡ 3語	■ 4語 56初	52止	VI
1語			VII
■ 6語			VIII
■ 6語			IX
≡ 3語			X
			XI
		■ 12語	XII
		■ 16語	XIII
31初	29止		XIV
	■ 2語		XV
3語	■ 12語	■ 9語	XVI
	■ 16語	■ 6語	XVII

『おふでさき』
十四号表紙

第十四号
明治十貳年六月ヨリ

「第十四号」は
秀司筆、
「明治十貳年六月ヨリ」は
山澤良治郎筆

『「神」「月日」及び「をや」について』
P60.中山正善.1935

十四号52～54の「こ」にはすべて「やのたあにハ(をやにとっては)」が先にあって、親神から見れば人間はみな高低に関係なく、子供であり、みなかわいいと言われています。

十五号「わがこ」でも「心ちがゑば」「ちる」
—秀司へ死の予告—

十五号には2例あります。68, 69で世界中の人間はみな神の子供であり、そこに隔てはないけれどと説かれたうえで、88では「つとめ」を止めようとするものは「しりぞくー死ぬ」と言われ、「みよだい」と特定の間人間が示されています。「おふでさき」のなかでは最も強い表現と言えます。

秀司は明治14年4月8日に亡くなっています。『稿本教祖伝』はその状況を「教祖は、出直した秀司の額を撫でて、『可愛相に、早く帰っておいで。』と、長年の労苦を慥われた」と伝えています。『新宗教』には教祖は「涙一滴こぼさず元の所へお上がりになった」と書かれています。

88の「みよだい」を【註釈】は音次郎とも取れる表現をしています。これは教祖の名代という意味で秀司のことでしょう。

- 52. せかいちうわをやのたあにハみなこ共 かわいあまりてなにをゆうやら
- 53. このせかい高山にてもたにそこも をやのたにわこ共はかりや
- 78. このはなしどこの事ともゆハてな をやのたあにわみなわがこやで

をやのたあにハーをやにとっては（方言）。【『おふでさき通訳』P570】

- 十五号64. けふまでハどんなみちやたらにても しりたるものハさらになけれど
65. もふけふハしんの心をたん／＼と みなあらわすでしよちしていよ
66. をやのめにかのふたものハにち／＼に だん／＼心いさむばかりや
67. をやのめにさねんのものハなんときに ゆめみたよふにちるやしれんで
68. このはなしとこの事ともゆハんでな せかいちうハみなわがこやで
69. 一れつのこどもハかわいばかりなり ところにへたてわさらになけれど
70. しかときけ心ちがゑばせひがない そこでだん／＼ていりするのや
71. この事ハ高山にてもたにそこも ゆだんなきよに心さだめよ
88. このたびのつとめ一ちよとめるなら みよだいなりとすぐにしりぞく

十五ー88【註釈】今度始めるつとめ一条をとめるならば、名代だけでも直ぐに迎い取る。 註 みよだいは、名代で、秀司先生の名代として音次郎氏を迎い取るという御予言である、と思われていた。

「みよだいなりとすぐにしりぞく」とは、「註釈」によれば、「名代で、秀司先生の名代として音次郎氏を迎い取るという御予言である、と思われていた」と記されている。伝えられるところによれば、秀司先生、あるいは周りの人たちは、親のせいで子供がしりぞくというのは、道理にあわないというようなことを言っていたので、結局、秀司先生が出直されるということになったのである。【『おふでさきを学習する』P408】

「みよだい」とは秀司

『おふでさを学習する』は、あくまで【註釈】に依りながらも、事実としては秀司が亡くなったという表現を取っているのに対して、『ひながたの陰に』は、「『みよだい』とは、……秀司先生」と明瞭に書いています。この本が書かれた昭和27(1952)年当時は、【註釈】と異なる見解を表明することが可能だったのです。

「みよだい」とは果たしてだれを指されてのお言葉であろうか？ 『おふでさき註釈』によると、／ みよ代いは、名代で、秀司先生の名代として音次郎氏を迎い取るという御予言である、と思われていた。／とされているが、これはその語尾「思われていた」から考えると、「しかしそうではなかった」という反語が含まれていることが判るであろう。しからば誰一説には名代とは月日の名代としてのおやさまであるとするが、おやさまは「月日のやしろ」として親の立場に立たれても、名代という立場にはおられなかったと私は信じている。故にこの信仰からするなら、それは決しておやさまではなく、むしろ、おやさまの名代と解すべきではなかろうか！ すなわち、おやさまとしてはこかん様亡き後は、秀司先生に全幅の信頼と期待をかけられており、そのお心次第では七十年の将来を引き受けられて、道の支配、「やしき」の支配、よろづの支配をまかせようとの意思表示をなさったことを思うならば、自ら明らかとなるであろう。すなわち、「みよだい」とは、おやさまの名代としての秀司先生を指されたものと信ずるのである。【『ひながたの陰に』橋本武著. 道友社. 1952. P203～204. (新書版)P267～268】

秀司の死の状況 「心ちがゑばせひがない」(十五70)と言われ、「ゆめみたよふにち」(同67)った秀司の死の状況について、『稿本教祖伝』の記述は、大変好意的なものになっています。はたしてそうだったのか、他書も見てください。

秀司は、この暮から身上すぐれず、翌十四年四月八日（陰暦三月十日）、六十一歳で出直した。第十二号に、
みのうちにとこにふそくのないものに 月日いがめてくろふかけたで 一二 118
ねんけんハ三十九ねんもいせんにて しんばいくろふなやみかけたで 一二 119
と、親神は、道を創める緒口として、何不自由のない秀司の身体に徴をつけられた。その後、秀司は、艱難苦労の中を通り、又、常に反対攻撃の矢表に立って、具さに辛酸を嘗めた。教祖は、出直した秀司の額を撫でて、／ 「可愛相に、早く帰っておいで。」／と、長年の苦労を犒われた。そして、座に返られると、秀司に代わって、／ 「私は、何処へも行きません。魂は親に抱かれて居るので、古着を脱ぎ捨てたまでやで。」／と、仰せられた。つゞいて、こかん、おはるに代わって、それ／＼話された。
元初まりの道具衆の魂は、いつ／＼迄も元のやしきに留まり、生れ更り出更りして、一列たすけの上に働いて居られる。【『稿本教祖伝』 P152】

本席飯降伊蔵が、その息子政甚に語ったという話が『新宗教』にでています。それによれば、門屋の入った所で亡くなっていたそうです。「入ったところ」といってもまさか通路ではないでしょうから、八島氏は通路右側の作業場(通称窓なし倉)だとし、窓もないような場所で病気の秀司が静養していたわけではないでしょうから、「変死」という解釈をしています。教内には首を吊った状態で発見されたという説があります。他殺なのか自殺なのか、いろいろな解釈があります。

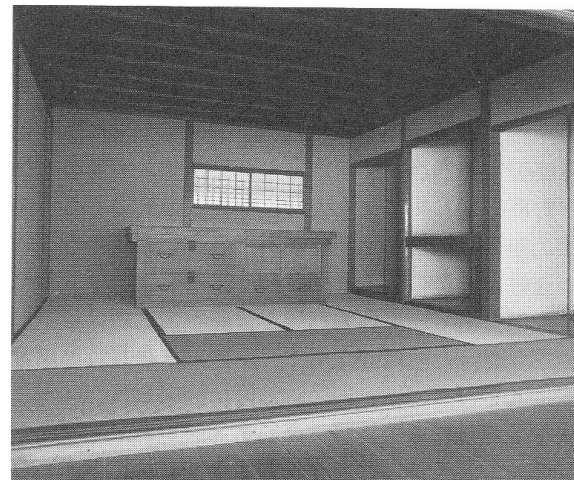
十五号88に戻れば、「みよだい」が誰かよりも、「つとめ一ちよとめる」とは何を意味しているのかの方が重要です。轉輪王講社の開筵式のときにおつとめが行われたのに、88には止めたと書かれているのです。この点に【註釈】は触れていませんし、他の解説書も同様です。唯一触れているものに、『ほんあづま8号』があり、おつとめの後に仏教説教が行われたからという説明をしています。八島氏晩年の『ほんあづま』では、「止めた」と書かれる理由について触れていません。

お崩れになったのは今の門屋の入って(ママ)所で御座いますが其の時私の父が／「親さん先生が今息をお引取りになりました」／と申上げると教祖様は／「アゝ其うかい」／と云って一段高い処から降りてお出でになり秀治様の枕許に立ち額をゴロ／＼として／「最う剛情は張らせんやろ。張れるかい。張れるなら張って見いや」／と云い、内の父を振返って／「伊蔵さん。内の態を見ておくれ。金を溜めると此の不始末だで」／と涙一滴こぼさず元の所へお上がりになったといふことであります。【『新宗教一大正5年1月号』P116. 大平隆平編. 新宗教社】

・・・変死です。死体があった場所はつとめ場所の、教祖がお住になっている部屋の出入り口をはさんだ、反対側の板張りの作業場です。／ その時の場面は、教祖がつとめ場所の段の上でお話になっている。そこへ秀司さんの遺体が見つかりましたという知らせが来た。どこでと言ったら、門屋の反対側の板の間(作業所)ですと言ったら、教祖は段を降りられて、そこへ行って、こうなったら逆らうにも逆らえまいと言い放って、涙も見せずに元の場所でお話を続けられた。というように伝わっています。／ 秀司さんが親孝行な紋付さんなんてとんでもない作り話でして、中山家は聖家族ではありません。「屋敷の掃除」とおふでさきで、徹底的に叱り続けられるだけの、教祖に逆らい通した家族です。長男であり、戸主だったのです。／ 秀司さんが明治十四年三月に門屋の、教祖が住まいしているのと反対の方の作業所、板の間で亡くなっているのです。主が病死するところではありません。【『ほんあづま458号』P18】

中南の門屋

教祖は明治8～16年頃まで、左側の部屋に住まわれていた。右側が窓なし倉。



中南の門屋：外観（大正初年頃）と内部

『天理教事典第三版』P722

秀司先生の出直について / そのときに、教祖の長男秀司先生は、何しろ教祖のところへ行けば次々と身上も御守護頂くし、事情も解決するし助かっていくので、とにかく大ぜいの人たちが参拝できるようにしようと、考えてしまったのです。

とにかく明治六年には、古事記、日本書紀に基づいた神社の教えと、仏教、キリスト教しか日本では教えさせないという国の方針がきまり法律が出たわけですから、一列兄弟人間はみな平らであるというようなことを言う天理教は教えてはいけないということになっておって、おつとめもできない状態であったので、秀可先生は、それではお寺の部下という形にして、ちょっと政府をごまかせばいいだろうというところから、金剛山地福寺という真言宗のお寺の部下教会であるという届けをしたのです。

それまでは、教祖が幾らおつとめをやれと言われても、警察にとめられて、おつとめをすることができなかったわけで、みんな警察をこわがり、どうしても人数もそろわなかったし、鳴物も入れることができなかったのです。/ けれども、こうして届け出をやりお寺の部下になったものですから、警察の取り締まりがないというので、みな安心いたしまして、そうして**お面をつけ服装もとのえ、ちゃんと鳴物まで入れて初めておつとめが行なわれた**のが明治十三年九月三十日、陰暦八月二十六日のことであったのです。

/ このときに初めておつとめができた、秀司先生のお陰でおつとめをやることができたというのがほんとうでなければいけないのです。教祖伝にはそう書いてあるのです。/ ところが教祖がこのときお書き下さったお筆先には何と書いてあるかと申しますと、/ **このたびのつとめ一ちよとめるなら みよだいなりとすぐにしりぞく 十五-88** / つまり長男として、教祖の名代として何でもかわりをさせて頂く立場の方でも、（一説に戸主秀司の名代孫の音次郎ともいわれている）おつとめをとめるような人間は出直すのだというお言葉であるわけで、現実には秀司先生は、「そんな事すれば、親神は退く。」（教祖伝P148）とのお言葉通り、半年後の明治十四年四月八日に出直されているのです。

おつとめをとめた姿 / このお筆先からいうと、秀司先生はおつとめをとめたということになっているのです。/ 形のおつとめは初めてこのときにできたというのに、教祖はおつとめをとめたというふうにお筆先にお書き下さっているわけて、それではどういうふうにとめたのかということですが、このときの状態は、**おつとめは甘露台の回りでつとめたのですが、そのおつとめのあとのお話を仏教教理に基づいて行なった**のです。このお道は、ただおつとめをして御利益を願う道ではなくて、そのおつとめの言葉を通じて、どんな世界の中でも私のこの身体で、私のこの言葉でもって世の中を明るくするのだ、人に喜んで頂くのだ、人を助ける心が真の誠というこの教理を伝えていくのがほんとうのおつとめであるというふうには教祖は教えて下さっているのです。

それを、形のおつとめはしたけれども、そのあと仏教教理に基づいて説教をしたということは、転輪王講社の社長が真言宗の坊さんで修験者というのですから、みんなが一生懸命に揃って拝んだら御利益がありますよ、怨敵滅却で自分の敵はもうなくなってしまいうんですよ、こうやって祈ったら相手に勝つんですよというような説教であったわけで、これは人を助ける心が真の誠というこの教理を伝えるおつとめではないというところから、教理を伝えず勝手な取り次ぎをした者はおつとめをとめた姿である、こういうきびしいお言葉でもって長男秀司先生はお出直しになっているのです。【『ほんあづま8号』P4. 1969】

十六号は表紙に「明治十四年四月ヨリ」とあり、秀司が亡くなった後から書かれ始めたと思われます。秀司の長男音次郎が同年6月18日に養子に出され、同9月22日に梶本家から新治郎が中山家へ養子として入籍、翌15年9月21日、家督を相続しています。

「子共」とは音次郎

ここの「子共」は秀司の長男、音次郎です。音次郎は安政5(1858)年に生まれ、明治14年には23歳になっています。明治12年に堺県に提出された「蒸気浴フラフ御願」ではその提出人になっており、秀司は自分の後継者として考えていたと思われます。その音次郎が秀司の死後すぐに養子に出され、慶応2(1866)年生まれの新治郎が養子に迎えられます。「子共かたづけこしらゑをする」のは、秀司の妻、まつゑです。

音次郎は秀司の先妻、おちゑの子供で、まつゑとの血縁関係はありません。秀司がいなくなった中山家で、音次郎が家督を継いだのでは、まつゑの立場は弱いものになります。そのため、音次郎を養子として外へ出し、当時数え5歳になるたまえ(当時はまち)に将来婿養子をもらえば、中山家での立場は強くなります。それは養子に來た新治郎とたまへが結婚することで実現しますし、実際そうだったのです。

ただ、教祖は音次郎を養子に出すことに反対します。それが73. です。

十六号 (十六号の「(わが) こ、こども」は3例)

24. せかいにハみなとこまでもをなし事 子共かたづけこしらゑをする

31. 月日におみな一れつハわが子なり かハいいゝはいをもていれども

54. そのところなにもしらざる子共にな たいことめられこのさねんみよ

十六号24. せかいにハみなとこまでもをなし事 子共かたづけこしらゑをする

23. けふの日ハめづらし事をゆいかける なにをゆうともたれもしろまい

24. せかいにハみなとこまでもをなし事 子共かたづけこしらゑをする

25. いかほどにこしらゑしたとゆうたとて そのさきなるわたれもしろまい

26. 月日におどんなをもハくあるやらな このみちすじハしりたものなし

【現行版註釈一昭和3年版もほぼ同内容】

二四、二五、世間では、親が子に対する情として、子供が成人すれば、必ずこれを縁付ける用意をするが、しかし如何に用意したとて、子供の将来の事まで分かる者はなかろう。

註 これは、秀司先生の庶子音次郎氏（第一号二六註参照）を、田村の質屋村田某の分家の養子にやられる時のお言葉で、教祖様には本人のいんねんなり、将来の身持が分かっているから、こしらえをしても、泥水中へすてるも同然である、とめられたが、秀司先生の奥様まつゑ様にしてみると、義理の中であるから、相当にこしらえをしてやらねばならぬと、そう豊かでない中から算段をして、たんす、長持、帳だんすの三荷と金百円に三段余の田地をつけて婿養子にやられた。その後、音次郎氏は勾田村に居を構え、醤油屋などなれぬ商売をして損をした上、素行が治まらなかったから、分けてもらった田地は中山家に買いもどしてもらって金にしたり、その他の家財も売り払うて一兩年中にすっきり財産を失くしてしまつて、ついに明治十六年には離縁になった。

【現行版註釈】 七二、七三、註 本号二四、二五註参照

(7)

蒸氣浴フラフ御願

一、私儀昨明治十一年三月廿七日縣廳蒸氣浴出願致候處御聞濟ニ相成候間明治十二年二月廿五日ヨリ五月三十日迄九十五日間私宅地ニ於テ蒸氣浴目印フラフ上度候間御定規之通行之妨害ニハ不相掛候間何卒御採用被成下度此段御願奉申上候也

大和國第壹大區三小區

山邊郡三嶋村

中山乙治郎印

明治十二年二月廿四日

前書之通相違無御座因テ奥印仕候也

堺縣令 稅所 篤殿

戸長 萩村文二印

割印

書面聞 届候事

明治十二年二月廿五日

○ 秀司も還暦に近く、中山家の中心を音次郎に移そうという目論見が進められていた。

明治九年から蒸し風呂の営業をしていたのを、明治十一年三月二十七日に営業許可を取った。その後、十二年に蒸氣浴のフラフを掲げる許可の申請を出したのは音次郎名義である。

教祖の信者を自分の下に組織づくりとして天輪王明神をやったけれども、次の方法として参拝者を集める許可を風呂と宿屋という形で行おうとした。そして、音次郎を中山家の中心に据えようとして秀司さんはこの旗を掲げる許可を音次郎の名義で出している。この時、秀司さんは六十歳。音次郎は二十二歳。

蒸氣浴の許可を取って、翌年、蒸氣浴の旗を掲げる許可を取るときには、音次郎の名前で願い出て、実際の教祖の信者の組織の長は秀司であり、その後継者が音次郎であることを皆の前に印象づける行為であった。稿本教祖伝の記述の印象としては、秀司さんは、まだ若い息子という扱いでしかない。でも、秀司さん自身、自分がもう還暦で、お婆さんはいつ死ぬかわからない状況だ。もう自分の下に組織作りしても、音次郎を立てなくてはならないと思っている。この意識が、次の転輪王講社を作ることになったと思う。秀司の思いでは、自分が六十になる。足も悪い。音次郎を名義人にして、転輪王講社をやってもいいくらいに思っていた。しかし、教祖はそれを許さなかったのである。

秀司は音次郎を自分の後継者にしたかった

八島氏は、音次郎を自分の後継者にしたい思いの秀司という形で、右の文を書いています。

つとめを急き込まれる教祖と、人間思案の塊のような秀司とまつゑの思いの中で、明治14年4月に秀司が、同15年11月にまつゑが死を迎えることになります。

73. に音次郎を養子に出すことに反対するおうたがあります。これの【註釈】は24.25参照とするのみです。下の「分籍御願」は、養子に出された音次郎が「財産ヲ破消シ」て離縁され、中山家に戻り、すぐに中山重吉方へ厄介として出され、教祖が身を隠された後、さらに櫟本村の吉川家へ持参金付きで分籍される書類です。まさに泥水なかにはめられるような状況になったのです。

さらに、75. 以降の「つれいく」とは誰のことでしょうか。考えられるのは、こしらえをすすめたまつゑでしょうか。

十六号

71. このさきわ神がしはいをするからハ とんな事でもまゝにてけんで
72. にんけんのめゑにハなにもみへねども 神のめゑにハみなみへてある
73. こしらゑをやるのハしばしまちてくれ とろみづなかいはめるごとくや
74. いまゝでハとんな事でもゆハなんだ けふハなんてもゆハねはならん
75. もふけふハなんてもかてもみへるてな こくけんきたら月日つれいく
76. けふの日ハもふぢうふんにつんてきた なんときつれにでるやしれんで
77. つれいくも一寸の事てハないほとに をふくみへるがたれもしろまい
78. いかほどのたかいところとゆうたとて もふけふからわもんくかハるで
79. さあしやんこれから心いれかへて しやんさだめん事にいかんで

【『復元37号』 P28】

分籍御願

大和國山辺郡三島村第五番地
平民区長 中山新治郎 養兄
安政五戊午年一月廿三日生 中山音治郎 / 年齢廿九年六ヶ月

右之者 明治十四年六月十八日 同國同郡勾田村第廿八番地村田テイ方へ養子ニ罷越シ 爾後放蕩ノ為メニ財産ヲ破消シ 其結果訴訟ニ及ビ判決ノ上同十六年十一月十三日離縁ニ相成リ候ニ付 遂ニ私宅へ復籍仕 其後明治十六年十二月三日 同郡同村第六十四番地中山重吉方へ厄介送籍致度候處這回復籍之上都合ニヨリ添上郡櫟本村第百九十二番地吉川櫓吉方へ同居談義シ分籍為致度候間御採用被成下度候然ル上ハ分與之品左ニ / 一 諸道具 壹式 / 一 資本金 五拾圓
右品附之上分家為致度候ニ付親族協議之上示談相整候間分籍被成下度依テ親族連署ヲ以テ此段奉願上候也
明治二十年七月四日

右願人 . 中山新治郎 ㊤ / 分籍人 . 中山音治郎 ㊤
山辺郡三昧田村親族保證人 . 前川半七 ㊤ / 同郡三島村親族保證人 . 中山重吉 ㊤
前書之通相違無之依テ奥印候也 / 山辺郡布留村外六ヶ村 / 戸長 中西小七郎 ㊤
郡長 稲葉通久 殿 / 書面願之趣聴届ク / 明治廿年七月四日

31. は八号60とほぼ同じで、似たおうたは「おふでさき」の中にはいくつもあります。教祖は自分の子であり、可愛いと思っているのだけれど、親の思いと違う子の行いを嘆くというパターンです。

十六号を19. から読んでいくと、19. に「とめる」があり、20. 22. に「むかいでる」「つれにてる」という75. 76. 77. にもある表現が出ています。「とめる」は十五号88. の「つとめ一ちよとめる」と同じ意味でしょうか。88. では止めようとしているのは秀司でしたが、十六号では秀司はすでに亡くなっており、ここでは轉輪王講社を副社長として引き継いだまつゑでしょうか。そして連れに出るといわれ、まつゑは明治15年11月10日に亡くなっています。

具体的な史実が語られない「たいことめられ」

十六号54. そのところなにもしらざる子共にな たいことめられこのさねんみよ

「たいことめられ」が、具体的にどのような事柄を指すのか『おふでさき通訳』『おふでさきを学習する』『ほんあづま』には記載が無い。これは、く十五号88. このたびのつとめ一ちよとめるなら みよだいなりとすぐにしりぞく」とあるように、轉輪王講社の設立によって、教祖の教えがお屋敷から打ち出すことが出来なくなってしまったこと、つとめを止めたことを指しているとも思われます。そのように考えると、54. の「子共」は秀司を指すことになります。ただすでに秀司は亡くなっており、「なにもしらざる」が「子共」の前にあるので、これは十七号38と同じで、官憲を指しているとも思われますが、また、ろくに教祖の教えも理解していないまつゑとも考えられます。「子共」とはまつゑなのです。

十六号

19. このところとめる心でくるならば そのまゝとこい月日でるやら
20. てるのもなどんな事やらしろまいな 月日むかいにでるでしよちせ
21. けふの日ハもふぢうふんにつんである とのよなみちがあるやしれんで
22. せかいぢうみな一れつハしかとせよ なんとき月日つれにてるやら
23. けふの日ハめづらし事をゆいかける なにをゆうともたれもしろまい
24. せかいにハみなとこまでもをなし事 子共かたずけこしらゑをする
25. いかほどにこしらゑしたとゆうたとて そのさきなるわたれもしろまい
26. 月日におどんなをもハくあるやらな このみちすじハしりたものなし
27. このさきハとのよなゆめをみるやらな もんくかはりて心いさむで
28. とのよふなめづらしゆめをみるやらな これをあいづにつとめにかゝれ
29. けふの日ハとのよな事もきいている なんときもんくかわる事やら
30. とのよふな事がありてもうらみなよ みなめゑ／＼にする事やでな
31. 月日におみな一れつハわが子なり かハいいゝはいをもていれども
32. めへ／＼にする事ばかりせひハない そこでちいくりみているのやで
33. けふの日ハなにもしらすにいるけれど あすにちをみよゑらいをふくはん

【註釈】五四、然るに、何も訳の分からない子供に、太鼓をとめられたのは、実に遺憾千万である。

註 当時おつとめの太鼓を差し止められた事に対して、仰せられたのである。

十七号では十六号31. と同じようなおうたが16. 49. 68. と出てきます。そのあいだに38. があります。

十七号16.	月日にハセかいちううハみな	<u>わが子</u>	かはいいゝばいこれが一ちよ
38.	それをばななにもしらさる	<u>こ共</u> にな	<u>とりはら</u> はれたこのさねんわな
49.	月日にハセかいちううの	<u>こども</u> わな	かはいばかりをふもっているから
68.	月日にハセかいちううハみな	<u>ハが子</u>	かはいゝばいをもていれども

38. かんろだいの撤去

『稿本教祖伝』にも38. の史実が出ており、これは疑いようのないこととされており、「なにもしらさる子共」とは大阪府警察という官憲ということになります。

【現行版註釈】 三八、そのたすけ一条の深い意図から建て始めたかんろだいを、何も理の分からぬ子供のために取り払われた親神のもどかしさは、並一通りのものではない。
註 教祖様の思召で明治十四年五月に石屋の七次郎に命じて、定まった型通りのかんろだいを造り始められた。そして、同年九月には二段まで出来てあったが、十五年陽暦五月十二日警察から来て、これを没収して行った。本歌は、その時の事を仰せられたものである。

教祖の教えの根本 68. 69. 「なぜ世界だすけのことを考えないのか」

68. 以降のおうたは、「おふでさき」1711首のほぼ最後です。高野友治氏はここを「どうして、神のたのみである世界たすけのことを考えてくれないのか、と仰せられている」とまとめています。まさにこれこそが、教祖の思いであり、「おふでさき」が書かれたわけでもあります。

・・・教祖が意図されていたものは、世界の普請、よふきゆさんの世界づくりに、命をかけて働く心になってくれ、というところにあっただけでないかと思う。

「おふでさき」の1711首のおうたの、最後から八番、七番、六番のおうたに次のように仰せられている。

月日にハセかいちうハみなハが子 かはいばいをもていれども 十七 68
それしらすみな一れつハめへ／＼に ほこりばかりをしやんしている 十七 69
この心神のざんねんをもてくれ どふむなんともゆうにゆはれん 十七 70

月日＝神の立場では、世界中の人間はみな神の子供で、可愛いくてならない。それを知らないで、世界の人間は、自分のことばかり考えている。（世界に、困っている人、泣いている人、飢えている人が沢山いることを考えようとしない）。

神としては、これが残念である。／ どうも何とも言うにいわれん。／とおっしゃっていると拝察する。

神としては、何のほこり（埃）で何の病いになっているとか、何の事情になっているとか、そんなことは、自分のための思案でないか。それよりも、どうして、神のたのみである世界たすけのことを考えてくれないのか、と仰せられているのだと思う。

【『創象13号』P22. 高野友治. 1982. 私家版】

46例の「こ、こども」をまとめてみました。「人間全体」というのは<四号62. このよふを初た神の事ならば せかい一れつみなわがこなり>と
いった句です。それが話の途中からだんだん「そばのものー主に秀司」を対象にするようになります。3号29、十六号24は特定の個人を指し
ていますが、それに関わっているのは、秀司、こかん、まつゑです。

号数番号	表記	対象
一号60	このこ共	秀司
三号29	子のよなき	梶本惣治郎
〃 94	この子共	人間全体
〃 97	神のこ	人間全体
四号62	わがこ	人間全体
〃 63	ことも	人間全体
〃 64	ことも	教祖の教えを受けた者
〃 65	こども	教祖の教えを受けた者 その代表としての秀司
〃 66	こども	
〃 67	こども	
〃 79	わがこ	人間全体
〃 83	こども	人間全体
〃 85	こども	教祖の教えを受けた者 その代表としての秀司
〃 86	ことも	
〃 87	ことも	

号数番号	表記	対象
五号 8	をやこ	秀司
〃 23	ハがこ	人間全体. 22「これ」は秀司
六号119	ハかこ	人間全体. 秀司
七号 9	わが子	人間全体. 秀司
八号 4	わが子	人間全体
〃 60	わが子	人間全体
〃 64	わがこ	人間全体
十一号45	こども一れつ	秀司、こかん
〃 47	こども	秀司、こかん
〃 48	子共	人間全体
十二号88	わが子	人間全体. 秀司
十三号6	こども	人間全体
〃 19	こども	人間全体
〃 26	こども	人間全体. 秀司
〃 27	ことも	

号数番号	表記	対象
十三号79	こども	人間全体
〃 85	わがこ	人間全体
十四号34	こ共	人間全体
〃 37	こ共	秀司
〃 52	こ共	人間全体
〃 53	こ共	人間全体
〃 78	わがこ	人間全体
十五号68	わがこ	人間全体. 条件を付けて秀司
〃 69	こども	
十六号24	子共	音次郎
〃 31	わが子	人間全体、まつゑ
〃 54	子共	まつゑ
十七号16	わが子	人間全体
〃 38	こ共	官憲(大阪府警)
〃 49	こども	人間全体
〃 68	ハが子	人間全体